課題整理

※ 分類は、事務局で仮に分類しています。

	分　類	課　題	提出者
理念・原則	①　子どもの権利・主体性に関すること（基本理念）	・こどもを「権利の主体」として位置づける（条例の基本理念への明記） こども基本法を踏まえ、こどもを単なる保護対象ではなく「権利の主体」として尊重する独自の基本理念を市として法的に明確化する必要性があると考える。	田原委員
	② 子どもの参画・意見表明に関すること	・意思表明・意見反映機会の制度化 市の施策決定やまちづくりを進めるプロセスにおいて、こども・若者が自らの意見を表明し、それを施策に反映・フィードバックする持続的な仕組みが未整備	田原委員
		・子どもの意見を行政へ反映する仕組みづくり（こども基本法の視点）	川上委員
施策の方向性	③ 育ち・学び・遊び・体験に関すること	・不登校への継続的・多角的な支援 不登校児童生徒への対応として、適応教室（のびのび学級）や教育相談・カウンセリング体制のさらなる強化に加え、多様な学びの場やサードプレイスの確保や支援（例：フリースクールなど）	田原委員
		・不登校児童生徒の増加と多様な学びの場の確保	川上委員
		・子どもの体力・運動能力の低下と外遊びの減少	川上委員
		・公園でのボール遊びなど、子どもの遊び場不足	川上委員
		・共働き世帯の増加等に伴う、家庭内や放課後における子どもの居場所づくり	川上委員
		・夏休みなど長期休業中の子どもの昼食・居場所対策	川上委員
		・部活動の地域移行に伴う受け皿不足や費用負担	川上委員
		・子どもの貧困や体験格差（習い事、旅行、スポーツ、文化体験など）	川上委員
		・子どもが芦屋の歴史や文化と触れ合い、郷土への愛着を育む機会の充実	川上委員

	分　類	課　題	提出者
施策の方向性	④ 安全・安心・人権の保障に関すること	・「芦屋市いじめ防止基本方針」の徹底と組織的対応の基盤化 いじめを「深刻な人権侵害」と認識し、学校・家庭・地域・関係機関が連携して未然防止・早期発見・迅速対応を行なう組織的基盤の確立	田原委員
		・いじめの早期発見と相談・支援体制の充実	川上委員
		・児童虐待の早期発見と迅速な対応、関係機関の連携	川上委員
		・ネット社会における安全確保 スマホやSNS普及に伴うネットいじめ、デジタル依存、プライバシー侵害などの今日的課題に対し、こどもを被害・加害から守る啓発と相談体制の構築	田原委員
		・スマートフォン、SNS、ゲーム等の長時間利用や依存への対応	川上委員
		・登下校時の交通安全・防犯対策	川上委員
	⑤ 困難を抱える子ども・若者への支援に関すること	・困難を有する子ども・若者への切れ目ない包括支援 思春期から若年層（ひきこもり・ニート等）に至る困難に対し、若者相談センター「アサガオ」をはじめとする多機関連携による相談・自立支援の充実	田原委員
		・発達特性のある子どもへの支援体制	川上委員
		・学校や家庭における子どものメンタルヘルス支援	川上委員
		・ヤングケアラーの把握と支援	川上委員
	⑥ 家庭・保護者への支援に関すること	・家庭環境への下支えと経済支援・リスク対応 就学援助や大学等入学支度金給付などの経済的支援に加え、ヤングケアラーや児童虐待、核家族化に伴う孤立など、家庭内の潜在リスクへの早期発見・対応体制の強化	田原委員
		・各家庭が孤立している（特に働いている保護者同士のつながりが極端に少ない）	山口議員
		・年少（0歳児）からスマホやタブレットを使用しての子育てが当たり前（相談もAI）	山口議員

	分　類	課　題	提出者
		・子どもの安心と保護者の就労継続の両面から見た「小１の壁」への対応	川上委員
		・妊娠・出産から学齢期までの切れ目のない子育て支援	川上委員
	⑦ 地域全体で子どもを育てる環境に関すること	・不登校への継続的・多角的な支援　（再掲） 不登校児童生徒への対応として、適応教室（のびのび学級）や教育相談・カウンセリング体制のさらなる強化に加え、多様な学びの場やサードプレイスの確保や支援（例：フリースクールなど）	田原委員
		・「芦屋市いじめ防止基本方針」の徹底と組織的対応の基盤化　（再掲） いじめを「深刻な人権侵害」と認識し、学校・家庭・地域・関係機関が連携して未然防止・早期発見・迅速対応を行なう組織的基盤の確立	田原委員
仕組	⑧ 行政の推進体制・連携に関すること	・行政の縦割り打破（横串連携の推進） 教育委員会と市長部局（こども政策課・ほいく課・こども家庭保健センター等）が連携し、こども施策を一体的・一元的に推進するための全庁的な法的根拠の確立	田原委員